

呉市避難情報の発令・伝達マニュアル

令和元年7月全部改正
(令和5年1月一部改正)

呉 市

目次

1	マニュアルの対象	1
2	避難行動とは	1
3	住民等の行動を促す避難情報等	7
4	災害ごとの避難情報発令の判断基準等	12
	土砂災害編	12
	水害（洪水等）編	16
	高潮災害編	26
	津波災害編	31
	複数の災害を考慮すべき地域	33
5	情報の入手・分析等	35
6	情報伝達の方法等	36
資料1	災害ごとの避難情報の発令対象区域	39
	土砂災害編	39
	水害（洪水等）編	41
	高潮災害編	43
	津波災害編	44
資料2	災害ごとの避難情報の発令伝達文例	46
	土砂災害編	46
	水害（洪水等）編	48
	高潮災害編	50
	津波災害編	52

1 マニュアルの対象

本マニュアルにおいては、自然災害のうち、人的被害が発生するような土砂災害、洪水及び雨水出水（内水）（以下「洪水等」という。）、高潮、津波を対象とする。

2 避難行動とは

(1) 避難行動の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

ただし、災害から命を確実に守るためには、自身が「自らの命は自らが守る。」という認識のもとに、避難経路が危険な状況となる前の早めの指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅等への「立退き避難」が大前提である。

(2) 避難行動の分類（立退き避難，屋内安全確保，緊急安全確保）

ア 立ち退き避難

内 容
ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域，雨水出水浸水想定区域，土砂災害警戒区域等，高潮浸水想定区域，津波浸水想定や，そのような区域に指定されていない又はハザードマップ等に掲載されていないものの災害リスクがあると考えられる地域（中小河川沿い，局所的な低地，山裾等）（以下，「災害リスクのある区域等」とする。）の居住者等が，自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ，災害リスクのある区域等の外側等，対象とする災害に対し安全な場所に移動することが「立退き避難」であり，「立退き避難」が避難行動の基本である。なお，「立退き避難」は「水平避難」と呼称される場合もある。
避 難 先 例
1) 指定緊急避難場所 ^{※1} 災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として，あらかじめ呉市が指定した施設・場所。小中学校，まちづくりセンター，高台等
2) 安全な親戚・知人宅，ホテル・旅館等の自主的な避難先 これらが存する場所や避難経路が安全であることをハザードマップ等であらかじめ確認するとともに，遠方にある場合は早めに避難する。
当該行動が関係する災害
土砂災害，洪水等，高潮，津波
当該行動をとるタイミング
警戒レベル3 高齢者等避難，警戒レベル4 避難指示の発令時 ただし，津波が発生・切迫した状況で呉市から発令される避難情報は「避難指示」である。

当該行動に関する注意事項

当該行動は、リードタイム^{※2}を確保できる場合にとるべき避難行動である。

- ※1 指定避難所は、指定緊急避難場所も兼ねているため、第1開設避難所、第2開設避難所、地域開設避難所も指定緊急避難場所に含まれる。
- ※2 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

イ 屋内安全確保

内 容
<p>災害から身の安全を確保するためには、災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等及び高潮に対しては、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの判断でとり得る行動である。</p> <p>ただし、自宅・施設等自体は災害リスクのある区域等にあり浸水するおそれがあるため、「屋内安全確保」を行うためには少なくとも以下の条件が満たされている必要があり、居住者等が自ら確認・判断する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅、施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域^{※1}に存していないこと ・自宅、施設等に浸水しない居室があること ・自宅、施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障^{※2}を許容できること <p>※1 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。なお、この区域に指定されていなくても、一般に河川や堤防に面した場所に自宅・施設等が存していると、災害リスクは高い。</p> <p>※2 支障の例：水，食糧，薬等の確保が困難になるおそれ 電気，ガス，水道，トイレ等の使用ができなくなるおそれ</p>
当 該 行 動 例
<p>1) 自宅・施設等の浸水しない上階への移動（垂直避難と呼称されることもある）</p> <p>2) 自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（待避）</p>
当該行動が関係する災害
<p>洪水等，高潮</p> <p>なお、土砂災害及び津波については、自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため、立退き避難が推奨されている。</p>
当該行動をとるタイミング
<p>警戒レベル3高齢者等避難，警戒レベル4避難指示の発令時</p>

なお、上階への移動は一般に立退き避難より短時間で行うことができるが、急激な水位上昇による居室の浸水に備え、立退き避難と同じ警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難することが望ましく、また、発令されていなくても就寝はあらかじめ安全な上階ですべきである。

ただし、居室が浸水すると、家具が倒れたり水圧で扉が開かないなどして居室から身動きが取れなくなり、垂直避難ができなくなる場合もあることに留意が必要である。

当該行動に関する注意事項

当該行動は、リードタイムを確保できる場合にとり得る避難行動である。

ウ 緊急安全確保

内	容
	<p>「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立退き「避難を安全にできない可能性がある状況」※に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。</p> <p>ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。例えば、移動した上階まで浸水したり、崖から離れた部屋まで土石流が流れ込むことがありえ、また、近隣に相対的に安全な建物があるとは限らない。また、災害が発生・切迫している状況下で呉市から警戒レベル5緊急安全確保が発令されるとは限らない。さらに、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、呉市は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には居住者等自らの判断に委ねざるを得ない。</p> <p>このため、呉市は居住者等への避難情報の周知・普及啓発の際、当該行動をとるような状況は極めて危険で回避すべきものであり、このような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを強調する必要がある。</p> <p>※「避難を安全にできない可能性がある状況」の例は以下のとおり</p> <p>(災害発生後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川が氾濫し、自宅・施設等や避難経路が大規模に浸水している状況 ・避難経路で土砂災害が発生し、通行不可能な状況 <p>(災害発生直前)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立退き避難中に河川が氾濫し、氾濫水により被災するおそれ ・立退き避難中に避難経路で土砂災害が発生し被災するおそれ ・大雨・夜間の移動は視界が限られ、また、水路・下水道等が氾濫していれば

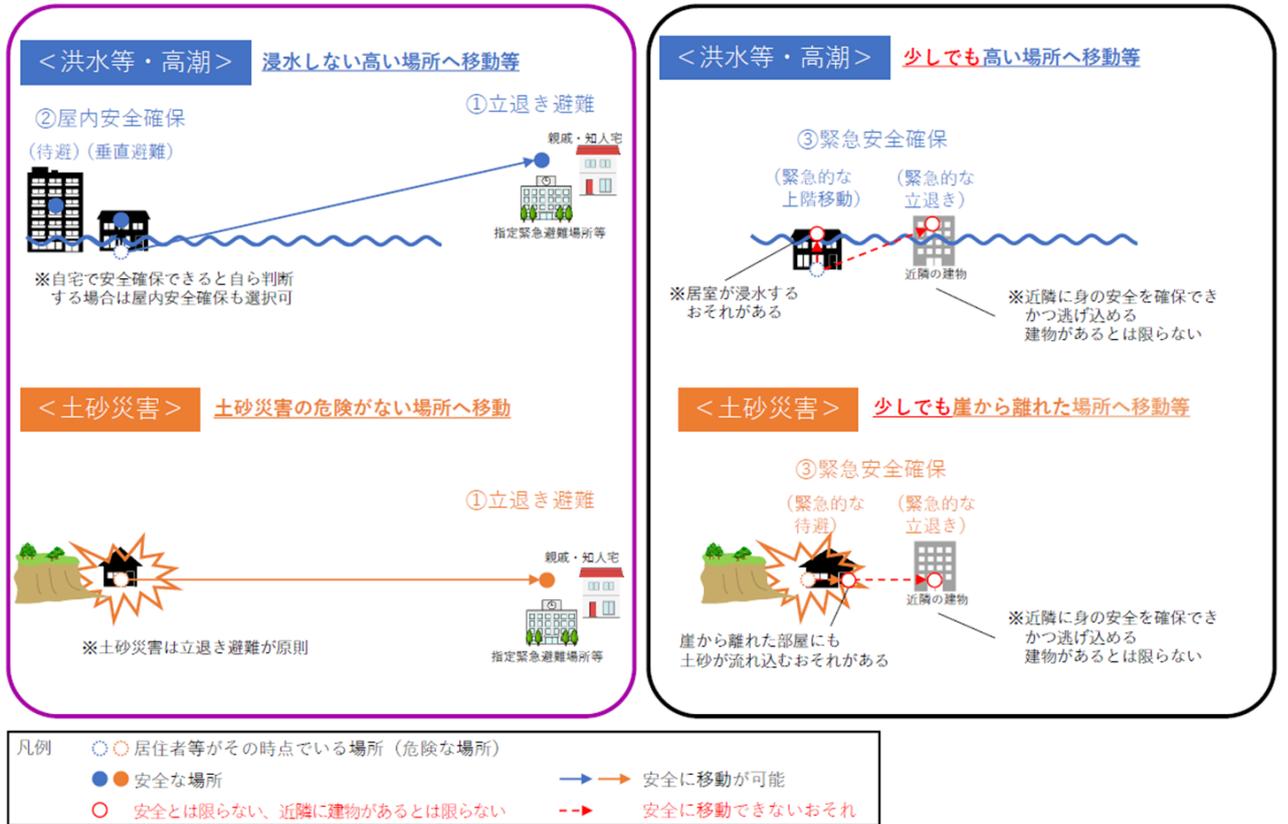
<p>路面が見えにくくなるため、道路の側溝や蓋が外れたマンホール等に落下するおそれ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴風による飛散物により被災するおそれ ・立退き避難中にアンダーパス等の浸水箇所に車で侵入し、立ち往生するおそれ
当該行動例
<p>1) 洪水等、高潮及び津波のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。</p> <p>2) 土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。</p>
当該行動が関係する災害
土砂災害、洪水等、高潮、津波
当該行動をとるタイミング
<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p> <p>ただし、津波が発生・切迫した状況で呉市が発令する避難情報は「避難指示」である。</p>
当該行動に関する注意事項
当該行動は、リードタイムを確保できない場合にとらざるを得ない避難行動である。

避難行動の整理表

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等があらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※1の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物(適切な建物が近隣にあるとは限らない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・上階への移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 	<p>リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動</p>	<p>警戒レベル5 緊急安全確保</p> <p>(※津波は避難指示のみ発令)</p>	<p>洪水等 土砂災害 高潮 津波</p>
~~~~~ 警戒レベル4までに必ず避難 ~~~~~						
立退き避難	安全な場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所(小中学校・公民館・高台・津波避難ビル・津波避難タワー等)</li> <li>・安全な自主避難先(親戚・知人宅、ホテル、旅館等) 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路が安全かを確認</li> <li>・自主避難先が安全かを確認</li> <li>・避難先への持参品を確認</li> <li>・地区防災計画や個別計画等の作成・確認 等</li> </ul>	<p>リードタイムを確保可能な時にとるべき行動</p> <p>(※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否不明)</p>	<p>警戒レベル3 高齢者等避難</p> <p>警戒レベル4 避難指示</p> <p>(※津波は避難指示のみ発令)</p>	<p>洪水等 土砂災害 高潮 津波</p>
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な上階へ移動</li> <li>・安全な上層階に留まる 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ等で家屋倒壊氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障※2を容認できるかを確認</li> <li>・孤立に備え備蓄等を準備 等</li> </ul>	<p>リードタイムを確保可能な時にとるべき行動</p>	<p>警戒レベル3 高齢者等避難</p> <p>警戒レベル4 避難指示</p>	<p>洪水等 高潮</p>

- ※1 リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。
- ※2 支障の例：水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

## 避難行動のイメージ図



### (3) 「立退き避難」が必須な災害の事象

災害種別ごとに「命を脅かす危険性」がある主な事象は、次のとおり。  
これらの事象に対しては、「立退き避難」が必須となる。

災害種別	「立退き避難」が必須な事象
土砂災害	<p>土砂災害は突発的に発生することが多く、発生してから避難することは困難であるとともに、木造住宅を流出・全壊させるほどの破壊力を有しており、屋内での身の安全を確保することができるとは限らないため、土砂災害警戒区域等の居住者等の避難行動は「立退き避難」が基本であることから、土砂災害については、「立退き避難」の事象を示さないこととする。</p> <p>なお、呉市からの「警戒レベル3 高齢者等避難」や「警戒レベル4 避難指示」の発令によって、指定緊急避難場所又は安全な親戚・知人宅等への「立退き避難」を行う必要がある。</p>
洪水等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川が氾濫した場合に、氾濫流が家屋流失をもたらすおそれがある場合</li> <li>・山間部等の川の流が速いところで、河岸侵食や氾濫流により、家屋流失をもたらすおそれがある場合</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫による浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合</li> <li>・人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）</li> <li>・ゼロメートル地帯のように、浸水が長期間継続するおそれがある場合</li> </ul>
高潮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらすおそれがある場合</li> <li>・浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合</li> <li>・地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）</li> <li>・ゼロメートル地帯のように、浸水が長期間継続するおそれがある場合</li> </ul>
津波	<p>津波浸水想定 of 居住者等の避難行動は「立退き避難」が基本であることから、津波については、「立退き避難」の事象を示さないこととする。</p> <p>なお、津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や呉市の避難指示の発令を待たずに、指定緊急避難場所等に限らず、可能な限り高い安全な場所への「立退き避難」を直ちに行う必要がある。</p>

なお、災害が発生した場合や災害の発生が切迫しており、指定緊急避難場所等への移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合、既に立退き避難することができない場合等において、避難行動としては屋内での安全確保が命を守る避難行動となる。

しかし、避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、この本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。このため、呉市は居住者等への避難情報の周知・普及啓発の際、当該行動をとるような状況は極めて危険で回避すべきものであり、このような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難する必要があることを強調する必要がある。

### 3 住民等の行動を促す避難情報等

#### (1) 高齢者等避難

##### 【基本的な考え方】

「高齢者等避難」は、災対法第 56 条第 2 項を根拠規定としており、呉市が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、呉市は警戒レベル 3 高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。

##### 【状況：災害のおそれあり】

- ・警戒レベル 3 高齢者等避難は、災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、呉市から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。
- ・避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。

##### 【行動：危険な場所からの高齢者等は避難】

- ・呉市から警戒レベル 3 高齢者等避難が発令された際には、高齢者等は危険な場所から避難する必要がある。
- ・高齢者等の「等」には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれることに留意する。
- ・具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。
- ・本情報は高齢者等のためだけの情報ではない。高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。このため、このような状況に至る前の警戒レベル 3 高齢者等避難や警戒レベル 4 避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。

#### (2) 避難指示

##### 【基本的な考え方】

「避難指示」は、災対法第 60 条第 1 項を根拠規定としており、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、呉市は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、立退き避難を指示することができる。この規定に基づき、呉市

は警戒レベル4避難指示を発令し危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めることとなる。

**【状況：災害のおそれ高い】**

- ・警戒レベル4避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、呉市から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。
- ・居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。

**【行動：危険な場所から全員避難】**

- ・呉市から警戒レベル4避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。
- ・具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

**(3) 緊急安全確保**

**【基本的な考え方】**

「緊急安全確保」は、災対法第60条第3項を根拠規定としており、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（即ち、「切迫」している状況）において、呉市は、指定緊急避難場所等への「立退き避難」をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、警戒レベル5緊急安全確保を指示することができる。この規定に基づき、呉市は警戒レベル5緊急安全確保を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を求めることとなる。

**【状況：災害発生又は切迫】**

- ・警戒レベル5緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう呉市が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。
- ・ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を呉市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は呉市から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、呉市は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、呉市は平時から居住者

等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、警戒レベル5 緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。

**【行動：命の危険 直ちに安全確保！】**

- ・ 呉市から警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。
- ・ 具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」である。
- ・ ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は「立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が呉市から発令されるとは限らない。このため、このような状況に至る前の警戒レベル3 高齢者等避難や警戒レベル4 避難指示が発令されたタイミングで避難することが極めて重要である。

(4) 避難情報等と居住者等がとるべき行動（警戒レベルの詳細）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：呉市が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保 (呉市が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>・ 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>➢ ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>【警戒レベル4】</b> 避難指示 (呉市が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>・ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難 (呉市が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>・ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul> </li> </ul> <p>※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
<b>【警戒レベル2】</b> 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発表される状況：気象状況悪化</li> <li>・居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</li> </ul> </li> </ul>
<b>【警戒レベル1】</b> 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>・居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</li> </ul> </li> </ul>

### 警戒レベルの一覧表

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 ^{※1}
-----<警戒レベル4までに必ず避難！>-----			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 ^(注)
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 ^{※2}	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれあり	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 呉市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

(注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

### (5) 避難情報の発令や自主的な避難に資する防災気象情報

(警戒レベル相当情報の詳細)

警戒レベル相当情報とは、国・県が発表する防災気象情報（土砂災害、洪水等、高潮）のうち、居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報と5段階の警戒レベルとを関連付けるものである。

呉市は、居住者等が防災気象情報や画像情報等を有効に活用し、自らの判断で適切に避難行動をとれるよう促すべきである。そのために、災害時に居住者等が迅速かつ容易にそれらの情報を取得できるよう、情報が入手しやすい環境整備を進めるとともに、国・県、メディア等と連携しつつ、平時からあらゆる機会を活用し、防災気象情報が示す内容とその入手方法等についてわかりやすく周知すべ

きである。

呉市自身も、避難情報の発令にあたり防災気象情報を参考にすることから、防災気象情報が示す内容とその入手方法等について平時より確認し、適時適切な避難情報を発令できるようにしておく。

特に、警戒レベル3相当情報や警戒レベル4相当情報といった居住者等の避難に直結する防災気象情報を迅速かつ確実に入手し、警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示の発令が遅れないようにする。

## (6) 警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧

### 警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表

警戒レベルと警戒レベル相当情報との関係を示すと、次の表のとおりである。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				警戒レベル相当情報	洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報
				水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布※2)	水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保(必ず発令されるものではない)	氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (氾濫している可能性))	大雨特別警報(浸水害)※2 危険度分布：黒 (緊急)		大雨特別警報(土砂災害) 危険度分布：黒 (緊急)	高潮氾濫発生情報※3
<警戒レベル4までに必ず避難!>								
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(令和3年の改正法改正以前の避難指示のタイミングで発令)	氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当))	危険度分布：紫 (危険)	内水氾濫危険情報(水位観測下流域において危険な情報)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (危険)	高潮特別警報※4 高潮警報※4
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当))	洪水警報 危険度分布：赤 (警戒)		大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 (警戒)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過))	危険度分布：黄 (注意)		危険度分布：黄 (注意)	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

上段赤字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からファクシムで提供される情報)  
下段赤字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

※1 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。  
※2 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。  
※3 水位未知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。  
※4 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。  
注)本資料では、気象庁が提供する「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

## 4 災害ごとの避難情報発令の判断基準等

### 《土砂災害編》

#### (1) 避難情報の対象とする土砂災害

対象とする土砂災害は、急傾斜地の崩壊、土石流等を発令対象とする。

#### (2) 避難情報の対象となる区域

避難情報の対象となる区域は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を基本とし、土砂災害は命を脅かすことが多いことから、その全ての区域において立退き避難することを原則とする。

#### (3) 避難情報の発令範囲

避難情報の発令範囲は、広島県が提供する土砂災害危険度情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

#### (4) 避難情報の発令単位

避難情報の発令単位は、地区単位を基本とし、豪雨により危険度の高まっているメッシュ又は災害の発生箇所が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に対して避難情報を発令する。

(「資料1 災害ごとの避難情報の発令対象区域」参照)

#### (5) 避難情報の発令を判断するための情報

①大雨警報（土砂災害）	高齢者等避難の発令の判断材料とする。 (なお、大雨注意報において、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合も高齢者等避難の発令の判断材料とする。)
②土砂災害警戒情報	避難指示の発令の判断材料とする
③土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	避難情報の発令の判断材料とする。 (1 km メッシュで提供されている。)
④土砂災害危険度情報	避難情報の発令の判断材料とする。 (1～5 km メッシュで提供されている。)

(6) 避難情報の発令に係る具体的な判断基準

発令区分	具体的な判断基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1～3のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、「土砂災害危険度情報」の実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達（警戒レベル3相当情報[土砂災害]，メッシュを赤色で表示）する場合（※大雨警報（土砂災害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル3 高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込む）</li> <li>2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</li> <li>3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（住民の避難に支障のない、18時まで（7，8月は19時まで）に発令）</li> </ol> <p>（留意事項）</p> <p>※ 「土砂災害危険度情報」は最大2～3時間先までの予測であるため、上記の判断基準1において、高齢者等の避難行動完了までにより多くの猶予時間が必要な場合には、「土砂災害危険度情報」において危険度が高まる前に、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）の発表に基づき警戒レベル3 高齢者等避難の発令を検討する。</p> <p>※ 警戒レベル3 高齢者等避難発令後は、土砂災害危険度情報や雨量情報等を監視するとともに、警戒レベル4避難指示等を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを確認する。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方气象台や中国地方整備局，県に助言を求める。）</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1～5のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>（1，2及び5に該当する場合は、夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※土砂災害警戒情報は市区町単位を基本として発表されるが、警戒レベル4 避難指示の発令対象区域は適切に絞り込む）</li> <li>2 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、「土砂災害危険度情報」の予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（警戒レベル4相当情報[土砂災害]，メッシュを紫色又は濃い紫色で表示）する場合</li> </ol>

	<p>3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）</p> <p>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>5 土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>（留意事項）</p> <p>※ 事前通行規制や冠水等により避難経路の安全な通行が困難となる場合は、規制等の基準と避難に要する時間を考慮して検討する。</p> <p>※ 台風等の接近に伴い、暴風警報等が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断する。特に夜間から明け方に暴風警報等が発表される場合には、住民が安全な時間帯に避難を完了できるよう、18時まで（7、8月は19時まで）に、避難所等の開設を行う。）</p> <p>※ 警戒レベル4避難指示発令後は、土砂災害危険度情報や雨量情報等を監視するとともに、状況の悪化による発令対象区域の拡大や警戒レベル5緊急安全確保を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを確認する。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方气象台や中国地方整備局、県に助言を求める。）</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>1～3のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令するわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。</p> </div> <p>（夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。）</p> <p>（災害が切迫）</p> <p>1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合（※大雨特別警報（土砂災害）は市町単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込む）</p> <p>2 「土砂災害危険度情報」の実況で大雨特別警報（土砂災害）の指標に用いる基準に到達（警戒レベル5相当情報[土砂災害]、メッシュを黒色で表示）する場合</p> <p>（災害発生を確認）</p>

	<p>3 土砂災害の発生が確認された場合</p> <p>(留意事項)</p> <p>※ 警戒レベル5 緊急安全確保を発令した場合は、発令対象区域外の区域について、土砂災害危険度情報を参照し、警戒レベル4 避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。</p> <p>※ 警戒レベル5 緊急安全確保の発令に資する情報について、施設の管理者である国や広島県、消防、警察等が把握した情報を共有できるようにする。</p> <p>※ 発令基準例1～2を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例2の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル5 緊急安全確保を重ねては発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p>
解除の基準	<p>土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後でも発生することがあるため、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。</p>

【大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])について】

大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])の発表を警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。

なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害危険度情報において「極めて危険(最も濃い紫)」(実況で土砂災害警戒情報の基準に到達)のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5 緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。

また、既に発令した警戒レベル4 避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかどうかなどを再度確認するために用いる。

具体的には土砂災害危険度情報を参照し、対応すべき事項は次のとおりである。

- 1 警戒レベル3 高齢者等避難を発令している地域(区域)においては、警戒レベル3 高齢者等避難の対象地域(区域)の範囲の拡大又は警戒レベル4 避難指示や警戒レベル5 緊急安全確保への切替えが必要かどうか判断する。
- 2 警戒レベル4 避難指示を発令している地域(区域)においては、状況の悪化による発令対象区域の拡大や警戒レベル5 緊急安全確保への切替えが必要かどうか判断する。
- 3 避難情報を発令していない地域(区域)においては、警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示又は警戒レベル5 緊急安全確保の発令が必要かどうか判断する。

## 《水害（洪水等）編》

### （１）避難情報の対象とする洪水等

対象とする水害（洪水等）は、降雨による河川の氾濫に伴う浸水とする。

### （２）避難情報の対象となる区域

避難情報の発令対象区域は、氾濫する切迫度が高まっている各河川等の洪水ハザードマップやその基となる各河川等の浸水想定区域を基本とする。なお、洪水発生時における実際の発令に当たっては、河川の状況や、氾濫のおそれがある地点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を考慮して決定する。

洪水予報河川，水位周知河川，その他河川等の氾濫についても，气象台等からの助言も踏まえ，それぞれの河川特性等に応じて区域を設定する。

### （３）避難情報の発令範囲

避難情報の発令範囲は，洪水予報河川と水位周知河川については水防法に基づき公表されている洪水浸水想定区域とし，命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令する。

その他河川については，それぞれの過去の浸水実績及び河川特性に応じて発令範囲を設定する。

### （４）避難情報の発令単位

避難情報の発令単位は，地区単位又は河川名の流域を基本とし，命を脅かす洪水等のおそれのある範囲に対して避難情報を発令する。

（「資料 1 災害ごとの避難情報の発令対象区域」参照）

### （５）避難情報の発令を判断するための情報

#### 【水位上昇の見込みを判断するための情報】

		洪水予報河川 (黒瀬川(二級ダム～海))	水位周知河川 (黒瀬川(東広島市～二級ダム), 二河川(二河峡町付近～海), 野呂川(石ヶ鼻堰堤～海))	その他河川
確からしさ	①	水位予測 (指定河川洪水予報)		
	②	上流の水位(上流地点に水位観測所がある場合)		
	③		洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) 流域雨量指数の予測値	
		実況雨量や予測雨量(流域平均雨量, 代表地点の雨量等)		

(6) 判断材料となる情報の入手

- ア 気象台とのホットライン
- イ 消防機関等からの情報  
堤防等の施設の異常にかかる報告 (位置, 程度等)
- ウ 野呂川ダムに関する重要情報
- エ 二級ダムに関する重要情報
- オ 広島県とのホットライン (広島県危機管理監等)

(7) 避難情報の発令の判断基準

- ア 洪水予報河川 (黒瀬川 (二級ダム～海))

発令区分	具体的な判断基準
<b>【警戒レベル3】</b> 高齢者等避難	<p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 指定河川洪水予報により、黒瀬川の町田水位観測所の水位が避難判断水位 (レベル3 水位) である2.75mに到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇する予測が発表されている場合</li><li>2 指定河川洪水予報により、黒瀬川の町田水位観測所で氾濫危険水位 (レベル4 水位) である3.45mに到達する予測が発表されている場合 (急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合)</li><li>3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</li><li>4 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (住民の避難に支障のない、18時まで (7, 8月は19時まで) に発令)</li></ol> <p>(留意事項)</p> <p>※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断する。特に夜間から明け方に暴風警報等が発表される場合には、住民が安全な時間帯に避難を完了できるように、18時まで (7, 8月は19時まで) に、避難所等の開設を行う。</p> <p>※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努める。</p> <p>※ 警戒レベル3 高齢者等避難発令後は、水位情報や雨量情報等を監視するとともに、警戒レベル4 避難指示等を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを確認する。(専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方気象台や中国地方整備局、県に助言を求める。)</p>
<b>【警戒レベル4】</b> 避難指示	1～5のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。

	<p>(1～3に該当する場合は、夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定河川洪水予報により、黒瀬川の町田水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である3.45mに到達したと発表された場合</li> <li>2 黒瀬川の町田水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である3.45mに到達していないものの、黒瀬川の町田水位観測所の水位が氾濫開始相当水位である4.35mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険個所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合</li> <li>3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</li> <li>4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）</li> <li>5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</li> </ol> <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断する。特に夜間から明け方に暴風警報等が発表される場合には、住民が安全な時間帯に避難を完了できるよう、18時まで（7、8月は19時まで）に、避難所等の開設を行う。</li> <li>※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努める。</li> <li>※ 警戒レベル4避難指示発令後は、水位情報や雨量情報等を監視するとともに、状況の悪化による発令対象区域の拡大や警戒レベル5緊急安全確保を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを確認する。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方気象台や中国地方整備局、県に助言を求める。）</li> </ul>
<p><b>【警戒レベル5】</b> 緊急安全確保</p>	<p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令するわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。</p> </div> <p>(夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。)</p>

	<p>(災害が切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>黒瀬川の町田水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位である4.35mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合）</li> <li>堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</li> </ol> <p>(災害発生を確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>堤防が決壊又は越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報の氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）、消防機関等からの報告等により把握できた場合）</li> </ol> <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 警戒レベル5緊急安全確保を発令した場合は、発令対象区域外の区域について、水位情報や洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）を確認し、警戒レベル4避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。</li> <li>※ 警戒レベル5緊急安全確保の発令に資する情報について、施設の管理者である国や広島県、消防機関、警察等が把握した情報を共有できるようにする。</li> <li>※ 発令基準例1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例4の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル5緊急安全確保を重ねては発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</li> </ul>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 水位周知河川（黒瀬川（東広島市～二級ダム）、二河川（二河峡町付近～海）、野呂川（石ヶ鼻堰堤～海））

発令区分	具体的な判断基準	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1～5のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。	
	1 次の河川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3）に到達した場合	
	黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所	2. 10m
	二河川の二河水位観測所	2. 15m
	野呂川の藤浪水位観測所	0. 85m

	<p>2 次の(1)～(3)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>(1) 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>(2) 次の河川の水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えた状態で、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤色）」が表示された場合</p> <table border="1" data-bbox="579 342 1187 495"> <tr> <td>黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所</td> <td>2. 1 0 m</td> </tr> <tr> <td>二河川の二河水位観測所</td> <td>2. 0 0 m</td> </tr> <tr> <td>野呂川の藤浪水位観測所</td> <td>0. 8 0 m</td> </tr> </table> <p>(3) 上流で大量の又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 野呂川ダムについて、ダム管理者からダム操作に関する重要情報（流入量が洪水量（20 m³/s）に達したため、洪水調節を開始した。）の連絡があった場合</p> <p>5 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）</p> <p>（留意事項）</p> <p>※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断する。特に夜間から明け方に暴風警報等が発表される場合には、住民が安全な時間帯に避難を完了できるように、18時まで（7、8月は19時まで）に、避難所等の開設を行う。</p> <p>※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努める。</p> <p>※ 警戒レベル3高齢者等避難発令後は、水位情報や雨量情報等を監視するとともに、警戒レベル4避難指示等を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを確認する。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方気象台・中国地方整備局、県に助言を求める。）</p>	黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所	2. 1 0 m	二河川の二河水位観測所	2. 0 0 m	野呂川の藤浪水位観測所	0. 8 0 m
黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所	2. 1 0 m						
二河川の二河水位観測所	2. 0 0 m						
野呂川の藤浪水位観測所	0. 8 0 m						
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1～6のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>（1～4に該当する場合は、夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。）</p> <p>1 次の河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合</p> <table border="1" data-bbox="533 1832 1187 1984"> <tr> <td>黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所</td> <td>2. 6 5 m</td> </tr> <tr> <td>二河川の二河水位観測所</td> <td>2. 5 0 m</td> </tr> <tr> <td>野呂川の藤浪水位観測所</td> <td>1. 1 0 m</td> </tr> </table> <p>2 次の(1)～(3)のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>(1) 上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p>	黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所	2. 6 5 m	二河川の二河水位観測所	2. 5 0 m	野呂川の藤浪水位観測所	1. 1 0 m
黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所	2. 6 5 m						
二河川の二河水位観測所	2. 5 0 m						
野呂川の藤浪水位観測所	1. 1 0 m						

(2) 次の河川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫色）が表示された場合

黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所	2. 1 0 m
二河川の二河水位観測所	2. 1 5 m
野呂川の藤浪水位観測所	0. 8 5 m

(3) 上流で大量の又は強い降雨が見込まれる場合

- 3 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合
- 4 野呂川ダムについて、ダム管理者からダム操作に関する重要情報（流入量が洪水量（50 m³/s）に達しており、洪水調節を継続している。）の連絡があった場合
- 5 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）
- 6 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

（留意事項）

- ※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断する。特に夜間から明け方に暴風警報等が発表される場合には、住民が安全な時間帯に避難を完了できるよう、18時まで（7、8月は19時まで）に、避難所等の開設を行う。
- ※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努める。
- ※ 警戒レベル4避難指示発令後は、水位情報や雨量情報等を監視するとともに、状況の悪化による発令対象区域の拡大や警戒レベル5緊急安全確保を遅滞なく発令することができるよう、発令のタイミングや発令対象区域などを確認する。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方气象台や中国地方整備局、県に助言を求める。）

【警戒レベル5】  
緊急安全確保

1～6のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。

※ 「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令するわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。

（夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。）

(災害が切迫)

- 1 次の河川の水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達した場合

黒瀬川の松ヶ瀬水位観測所	3. 8 8 m
二河川の二河水位観測所	3. 1 3 m
野呂川の藤浪水位観測所	1. 7 1 m

(計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高(又は背後地盤高)に到達している蓋然性が高い場合)

- 2 黒瀬川、二河川又は野呂川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」が表示された場合
- 3 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合
- 4 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する)
- 5 野呂川ダムについて、ダム管理者から異常洪水時防災操作(計画規模を超える洪水時の操作、所謂「ただし書き操作」)開始の通報があった場合

(災害発生を確認)

- 6 堤防が決壊又は越水・溢水が発生した場合(消防機関等からの報告により把握できた場合)

(留意事項)

- ※ 警戒レベル5 緊急安全確保を発令した場合は、発令対象区域外の区域について、水位情報や洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)を確認し、警戒レベル4 避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。
- ※ 発令基準例1～5を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例6の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル5 緊急安全確保を重ねては発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。
- ※ 警戒レベル5 緊急安全確保の発令に資する情報について、施設の管理者である国や広島県、消防機関、警察等が把握した情報を共有できるようにする。

ウ その他の河川等（小河川・下水道等を除く）

発令区分	具体的な判断基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>1～3のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <p>1 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒」（赤色）が表示された場合</p> <p>2 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）</p> <p>（留意事項）</p> <p>※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断する。</p> <p>※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努める。</p> <p>※ 警戒レベル3 高齢者等避難発令後は、水位情報や雨量情報等を監視するとともに、警戒レベル4 避難指示等を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを確認する。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方気象台や中国地方整備局、県に助言を求める。）</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>（1及び2に該当する場合は、夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。）</p> <p>1 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫色）が表示された場合</p> <p>2 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）</p> <p>4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> <p>（留意事項）</p> <p>※ 台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに判断する。</p>

	<p>※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努める。</p> <p>※ 警戒レベル4避難指示発令後は、水位情報や雨量情報等を監視するとともに、状況の悪化による発令対象区域の拡大や警戒レベル5緊急安全確保を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを確認する。(専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方気象台や中国地方整備局、県に助言を求める。)</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>1～5のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令するわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。</p> </div> <p>(夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。)</p> <p>(災害が切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</li> <li>2 洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報「洪水」)が表示した場合</li> <li>3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合(支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する)</li> <li>4 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合(※大雨特別警報(浸水害)は市町単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込む)</li> </ol> <p>(災害発生を確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5 堤防の決壊又は越水・溢水が発生した場合(消防機関等からの報告により把握できた場合)</li> </ol> <p>(留意事項)</p> <p>※ 発令基準例1～4を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例5の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル5緊急安全確保を重ねては発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p> <p>※ 発令基準例2について、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」が表示した場合を、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。</p>

	<p>※ 警戒レベル5 緊急安全確保を発令した場合は、発令対象区域以外の区域について、水位情報や洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）を確認し、警戒レベル4 避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。</p> <p>※ 警戒レベル5 緊急安全確保の発令に資する情報について、施設の管理者である国や広島県、消防機関、警察等が把握した情報を共有できるようにする。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## エ 避難指示等の解除

解除の基準	洪水予報 河川 水位周知 河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水位が氾濫危険水位（レベル4 水位）及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本とする。</li> <li>・ 堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。</li> </ul>
	その他の 河川等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該河川の水位が十分下がり、かつ、その他河川等については当該河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合を基本として、解除するものとする。</li> </ul>

### 【防災重点ため池】

防災重点ため池については、浸水想定区域図を参考に区域を設定する。

防災重点ため池については、ため池の管理者等から報告される情報（水位や施設の状況等）をもとに警戒レベル4 避難指示等が発令する。

また、防災重点ため池の管理者等との情報連絡体制を整え、管理者等から警戒レベル4 避難指示等発令の判断に必要な情報提供を受けられるようにしておくものとする。

## 《高潮災害編》

### (1) 避難情報の対象とする高潮

高潮により命を脅かす危険性がある場合であり、次の二つに分類する。

- ア 潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。
- イ 潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊した場合。

### (2) 避難情報の発令対象区域

避難情報の発令対象区域は、高潮発生のおそれが高まっている浸水のおそれのある区域を基本とする。

### (3) 避難情報の発令範囲

避難情報の発令範囲は、水位周知海岸が指定された場合においては、その指定と併せて公表される高潮浸水想定区域のうち、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。

### (4) 避難情報の発令単位

避難情報の発令単位は、地区単位を基本とし、浸水のおそれのある地区を含めた範囲に対して避難情報を発令する。なお、高潮浸水想定区域等が広範囲で、地区ごとの発令が困難な場合は、沿岸全域に対して発令する。

(「資料1 災害ごとの避難情報の発令対象区域」参照)

### (5) 避難情報の発令を判断するための情報

高潮に関する防災気象情報、高潮氾濫危険情報等は次のとおりである。

①台風情報	台風の位置や強さ等の実況及び予想
②高潮注意報	高潮に対する注意を呼びかける（警戒レベル2）。 また、潮位が警報基準に達する可能性が高いと予想される場合には、警報基準に達する6～24時間前に予想最高潮位及びその予想時刻を明示して、高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発表される（警戒レベル3相当情報[高潮]）。
③高潮警報	高潮により重大な災害が発生するおそれがある。潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前に予想最高潮位及びその予想時刻を明示して発表される（警戒レベル4相当情報[高潮]）。
④高潮特別警報	予想される現象が特に異常であるため、重大な高潮の発生するおそれが著しく大きい（警戒レベル4相当情報[高潮]）
⑤高潮氾濫発生情報	水位周知海岸において高潮により水位が上昇し、いつ氾濫してもおかしくない状況、高潮による氾濫若しくは高波による越波により浸水が発生したとき又は氾濫したものと推測されるときに発表される情報（警戒レベル

	5相当情報[高潮])
⑥暴風警報・暴風特別警報	暴風が予想される3～6時間前に、暴風の予想される時間帯を明示して発表される。なお、暴風となる可能性が高いと予想される場合には、暴風となる6～24時間前に暴風警報に切り替える可能性が高い旨に言及する強風注意報が、暴風の予想される時間帯を明示して発表される。

注 高潮特別警報は、「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風等により、これまで経験したことのないような高潮になることが予想され、最大級の警戒を要することを呼びかけるものである。そのような台風の襲来が予想されるときには、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知される。特別警報発表の判断は台風上陸12時間前に行われ、その時点で発表済みの高潮警報が、全て特別警報として発表される。その時点で高潮警報が発表されていない市町村についても、台風が近づくに従い潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前のタイミングで、高潮特別警報が発表される。

高潮は、台風等に伴う気圧低下による海水の吸い上げや、強風による海水の吹き寄せによって発生することから、基本的には台風や発達した温帯低気圧の接近・通過時を想定する。

#### (6) 避難情報の発令の判断基準

発令区分	具体的な判断基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<p>1～4のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高潮注意報が発表され、当該注意報が警報に切り替わる可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）</li> <li>2 高潮注意報が発表され、台風情報で、台風の暴風域が呉市にかかることが予想されている、又は台風が呉市に接近することが見込まれる場合</li> <li>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（住民の避難に支障のない、18時まで（7、8月は19時まで）に発令）</li> <li>4 「伊勢湾台風」級の台風（中心気圧930 hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風）が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</li> </ol> <p>（留意事項）</p> <p>※ 警戒レベル3高齢者等避難発令後は、潮位情報等を監視するとともに、警戒レベル4避難指示等を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを確認する。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方气象台や中国地方整備局、県に助言を求める。）</p>

<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>1～3のいずれか1つに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令する。</p> <p>(1, 3に該当する場合は、夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合</li> <li>2 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（住民の避難に支障のない、18時まで（7, 8月は19時まで）に発令）</li> <li>3 呉港（倉橋漁港、御手洗港は参考）の潮位観測所の潮位が、高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）の潮位基準であるT. P※2. 6mに達すると予想される場合</li> </ol> <p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される場合に暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して約3～6時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、警戒レベル4避難指示に先立ち警戒レベル3高齢者等避難を早めに発令する。</li> <li>※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等について情報収集に努める。</li> <li>※ 暴風警報等に記載されている警報級の時間帯（特に暴風が吹き始める時間帯）にも留意して、暴風で避難できなくなる前に警戒レベル4避難指示を発令する。</li> <li>※ 警戒レベル4避難指示発令後は、潮位情報等を監視するとともに、状況の悪化による発令対象区域の拡大や警戒レベル5緊急安全確保を遅滞なく発令することができるよう、発令基準や発令対象区域などを確認する。（専門的知見に基づく助言が必要な場合は、躊躇することなく、広島地方気象台や中国地方整備局、県に助言を求める。）</li> <li>※ 高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、高齢者等のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に警戒レベル4避難指示の発令を検討する。</li> <li>※ 高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、警戒レベル4避難指示をより早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視する。</li> </ul>
--------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>※ 潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど警戒レベル4避難指示の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>次の1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令するわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令する。</p> </div> <p>(夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。)</p> <p>(災害が切迫)</p> <p>1 水門、陸閘等の異常が確認された場合</p> <p>(災害発生を確認)</p> <p>2 海岸堤防等の倒壊した場合</p> <p>3 異常な越波・越流が発生した場合</p> <p>(留意事項)</p> <p>※ 発令基準例1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例2～3の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し、警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力する。</p> <p>※ 警戒レベル5緊急安全確保を発令した場合は、発令対象区域外の区域について、警戒レベル4避難指示等の対象区域の範囲が十分であるかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。</p> <p>※ 警戒レベル5緊急安全確保の発令に資する情報について、施設の管理者である国や広島県、消防機関、警察等が把握した情報を共有できるようにする。</p>
<p>解除の基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が解除された段階を基本として、解除するものとする。</li> <li>・浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。</li> </ul>

※T. Pとは東京湾平均海面を示します。日本の標高（海拔）はこの東京湾平均海面（T. P）を基準として測られている。

C. D. L（基本水準面）は港ごとに異なっており、呉港のC. D. LはT. Pと比べ1.87m低いため、T. Pに1.87m加えた高さが、標高（海拔）となる。

**【高潮警報・高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）について】**

高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して、暴風が吹き始める3～6時間前又は潮位が高潮警報基準を超える3～6時間前に発表される。また、高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）は、数十年に一度の強度の台風や温帯低気圧等（以下「台風等」という。）により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表される。つまり、高潮警報又は高潮特別警報発表後から数時間で高潮からの避難が困難となる可能性がある。

## 《津波災害編》

### (1) 避難指示の対象とする津波

ア 大津波警報，津波警報，津波注意報が発表された場合

イ 停電，通信途絶等により，津波警報等を適時に受けることができない状況において，強い揺れを感じた場合，あるいは，揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

### (2) 避難指示の対象となる区域

大津波警報の発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大クラスの津波があった場合に想定される浸水区域(津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に基づき広島県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等)</li> <li>・ただし，津波の浸水範囲は浸水想定に限界があることから，上記の区域より内陸側であっても，立退き避難を考える。</li> </ul>
津波警報の発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波の高さが高いところで3mと予想される，海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。</li> <li>・ただし，津波の高さは，予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることから，避難対象区域は広めに設定する。</li> </ul>
津波注意報の発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波の高さが高いところで1mと予想される。基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域が対象となる。このため，避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者，海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。</li> <li>・ただし，津波の高さは，予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから，海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する。</li> <li>・海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では，立退き避難の対象とする。</li> </ul>

### (3) 避難指示の発令範囲

避難指示の発令範囲は，大津波警報，津波警報及び津波注意報のいずれも，津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき広島県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域とし，さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭にその区域より広い範囲（おおむね標高8m以下の区域（以下、「津波災害警戒区域」及び「おおむね標高8m以下の区域」をあわせて「津波災害警戒区域等」という。）をまとめて発令する。

### (4) 避難指示の発令単位

避難指示の発令単位としては，沿岸全域を基本とし，危険な地域からの一刻も早い避難を必要とする津波災害警戒区域等に対する避難指示を発令する。

（「資料1 災害ごとの避難情報の発令対象区域」参照）

(5) 避難指示の発令を判断するための情報

【大津波警報・津波警報・津波注意報と津波の高さの区分】

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10 m～	10 m超	巨大
	5 m～10 m	10 m	
	3 m～5 m	5 m	
津波警報	1 m～3 m	3 m	高い
津波注意報	20 cm～1 m	1 m	(表記しない)

(6) 避難指示の発令の判断基準

発令区分	具体的な判断基準
避難指示	<p>1～2のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令する。 (夜間であっても、躊躇することなく発令し、とるべき行動を伝達する。)</p> <p>1 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても、1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p> <p>(留意事項)</p> <p>※ どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、沿岸全域に対して避難指示のみを発令する。 ※ 遠地で発生した地震や火山噴火等(我が国から遠く離れた場所で発生した地震や海底火山噴火等)に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、津波警報等が発表されることを認識し、津波警報等が発表前であっても、その内容により必要に応じて、高齢者等避難の発令を検討する。 ※ 地震発生時には、地震により堤防の決壊、漏水・侵食も想定されるため、堤防の決壊等についての情報収集に努める。</p>
解除の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波警報、津波警報、津波注意報がすべて解除された段階を基本として、解除するものとする。</li> <li>・浸水被害が発生した場合は、浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。</li> </ul>

津波は20 cm から30 cm 程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ(震度4程度以上)又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

## 《複数の災害を考慮すべき地域》

地域によっては洪水、土砂災害等の複数の災害からの立退き避難を想定すべきところがあり、それぞれの災害のリスクに応じて避難を行う必要がある。

複数の河川からの浸水が想定される地域においては、複数の河川からの浸水が同じ降雨で発生することも想定し、全ての浸水深のうち最も大きい浸水深を基準にして、立退き避難等の避難行動をとる必要がある。

### 関連情報

#### 【同地域で異なる種別の災害のおそれが高まった場合の避難情報の発令】

例えば、洪水浸水想定区域かつ土砂災害警戒区域の居住者等に対し、洪水による浸水のおそれが高まったために警戒レベル4避難指示を発令した後に、土砂災害のおそれが高まった場合の警戒レベル4避難指示の発令について考える。

この場合、同区域に対して土砂災害を理由に警戒レベル4避難指示を再度「発令」するのではなく、既に警戒レベル4避難指示を発令済みであること及び新たに土砂災害の危険が高まったことを状況変化の追加情報として提供し、居住者等に避難を重ねて呼びかけることとなる。

なお、洪水は「屋内安全確保」することも可能である一方で、土砂災害は「立退き避難」が基本であることから、同区域の居住者等に求める避難行動は、先に洪水による浸水のおそれが高まった時点で発令した警戒レベル4避難指示の時点で、「屋内安全確保」は推奨せず「立退き避難」のみを求めるなど、複数の災害リスクのある区域等の居住者等に対しては、それらの災害が同時に発生した場合にとるべき行動を、避難情報の発令時点から求める必要がある。

※県のシステムでは、災害種別に応じて避難対象エリアが設定されているので、災害種別ごとに発令する必要がある。



図 洪水の浸水範囲が重複する事例（イメージ）



図 洪水の浸水範囲と土砂災害警戒区域が重複する事例（イメージ）

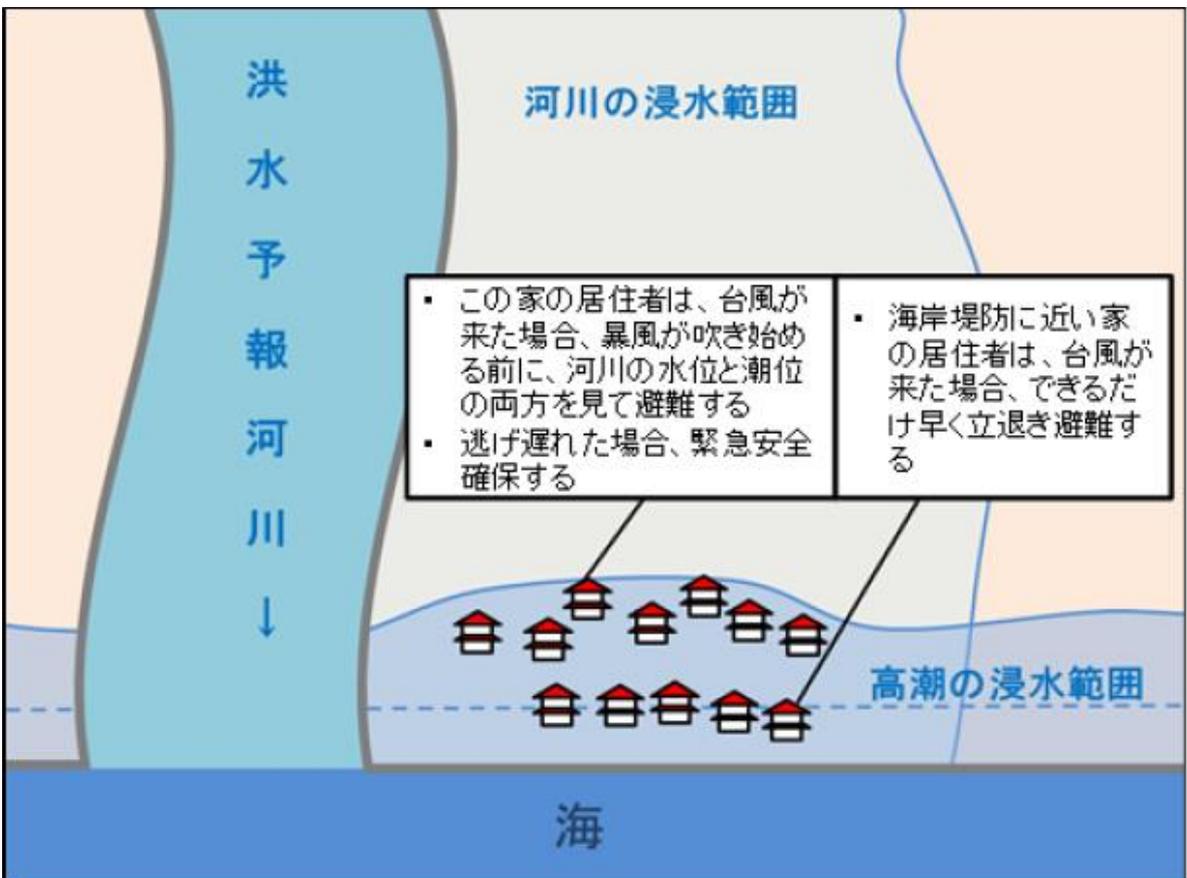


図 洪水と高潮の浸水範囲が重複する事例（イメージ）

## 5 情報の入手・分析等

### (1) 関係機関の協力・助言

#### ア 発令基準の設定における協力・助言

河川管理者，海岸管理者又は砂防関係機関等は，施設を設計するに当たり，過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している。

このため，避難情報の発令基準を設定する際には，これらの機関の協力を積極的に求める。

#### イ 発令時における協力・助言

避難情報の発令に際し，リアルタイムのデータや専門的知見に基づく助言が必要な場合は，躊躇することなく，国（広島地方気象台・中国地方整備局）や県に助言を求める。

また，これらの機関から能動的に助言があった場合には，これらの機関が専門的見地から尋常でない危機感を抱いているということであり，重要な判断材料として受け止める。

### (2) 情報の入手（リアルタイムで入手できる防災気象情報等）

国（気象庁・国土交通省）や県は，防災情報システム等により，リアルタイムの降水量・水位等の数値や範囲を示す情報を配信しており，また，様々なWebサイトを通じて，水位等に加えて映像情報も提供されているので，これらの情報を有効に活用し，常に最新の情報を入手・把握するよう努める。

避難情報の発令に当たり参考となる防災気象情報等については，情報を入手する手段を確認しておく。気象庁や国土交通省，県が提供する防災気象情報等については，市が発令する避難情報の参考となるレベルも提供され，特に，避難情報に直結する防災気象情報等については，迅速かつ確実に入手し，避難情報の発令が遅れないようにしておく。

### (3) 情報の分析

降雨量・水位等の数値が避難指示等の発令基準に到達する前に，防災情報システム等によりリアルタイムのデータを調べ，災害発生の危険性を分析することとし，情報分析には，時間を要する場合もあるため，必要な情報については，早めの確認を心掛ける。土砂災害，洪水等や高潮で，大雨や高潮の注意報が発表される中で，警報へ切り替わる可能性に言及された場合は，その可能性について気象台に確認する。

## 6 情報伝達の方法等

### (1) 避難情報の伝達方法

伝達方法については、避難情報の種類・伝達先ごとに、地域特性等を考慮するとともに、停電や機器・システム等の予期せぬトラブル等を想定し、複数の方法を定める。

その際は、緊急速報メール、登録制メール、一斉電話伝達サービス等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信される PUSH 型の伝達手段を活用するとともに、受け手側が能動的に必要な情報を取りに行く PULL 型の伝達手段も活用して、伝達手段の多様化・多重化に取り組む。

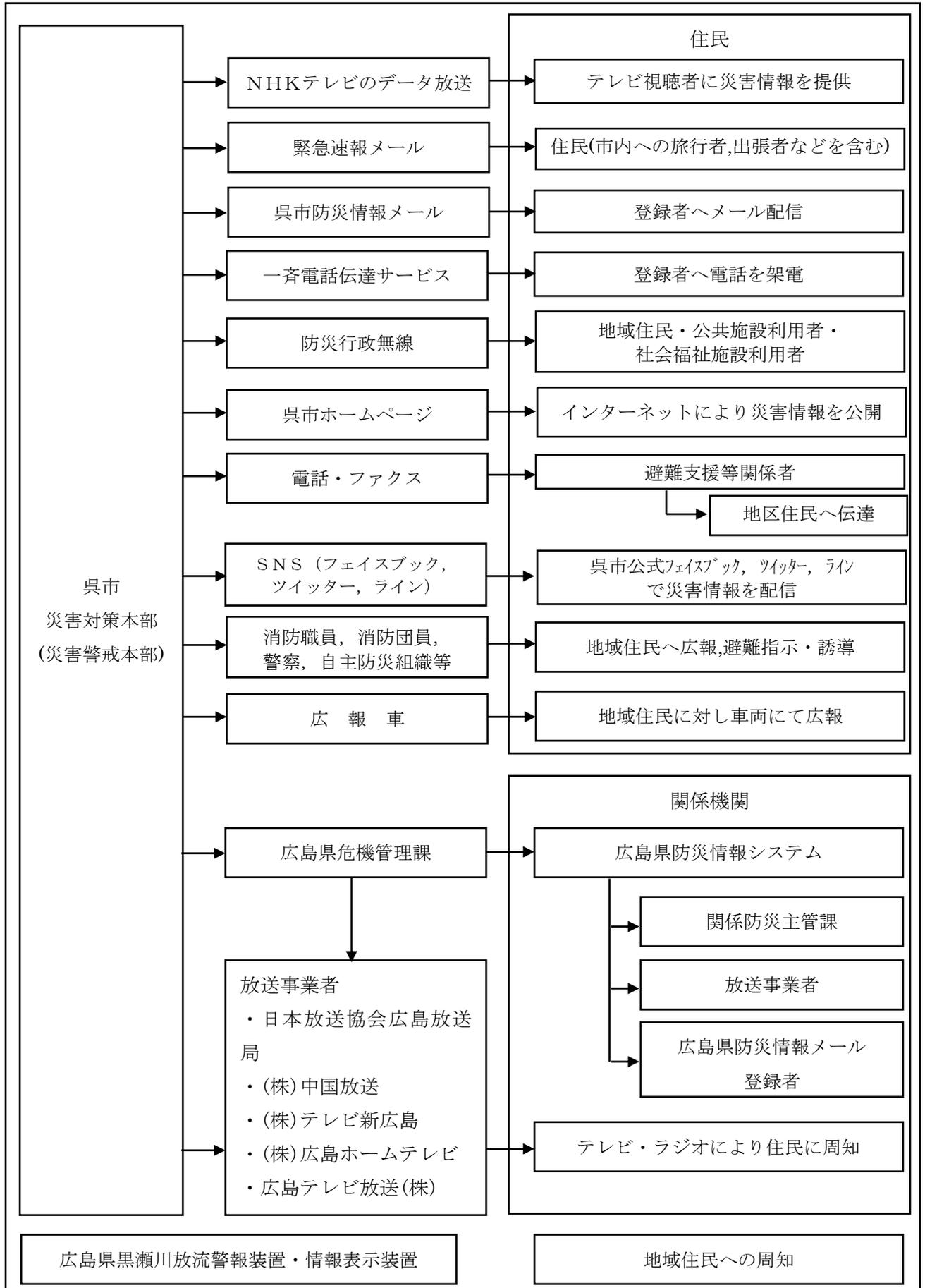
なお、避難情報を居住者・施設管理者等に伝達する主な方法は、次のとおりである。

- ①NHKテレビのデータ放送
- ②緊急速報メール
- ③呉市防災情報メール
- ④一斉電話伝達サービス
- ⑤防災行政無線
- ⑥呉市ホームページ
- ⑦SNS（フェイスブック，ツイッター，ライン）
- ⑧電話・ファクス
- ⑨消防職員，消防団員，警察，自主防災組織等
- ⑩広報車

（「資料2 災害ごとの避難情報の発令伝達文例」参照）

情報伝達系統図は次のとおり。

【伝達系統図】



(2) 要配慮者利用施設や要配慮者への情報の伝達

ア 要配慮者利用施設への情報の伝達

水防法，土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律では，市の地域防災計画において，同計画に位置付けられた施設管理者等への洪水予報等の伝達方法を定めることとされており，また，伝達を迅速に行うためには，施設管理者等に対する避難情報の伝達については，市が一元的に行う。

※要配慮者利用施設とは，水防法及び土砂災害防止法に定める，主として高齢者，障害者，乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。

イ 要配慮者への情報の伝達

要配慮者への情報伝達に当たっては，それぞれの特性に応じた，多様な伝達手段や方法を活用し，伝達する。

(3) 県・関係機関への伝達

ア 県

避難情報を発令したときは，災害対策基本法の規定に基づき，速やかに県に報告する。

イ 関係機関

国土交通省の河川事務所，气象台，消防，警察，自衛隊等の関係機関に対しても，必要に応じて，情報伝達を行う。

資料 1 災害ごとの避難情報の発令対象区域

《土砂災害編》

地区名	ハザードマップ上での避難情報の対象となる区域
天応	天応福浦町，天応伝十原町，天応大浜 2 丁目，天応西条 1～4 丁目， 天応東久保 1～2 丁目，天応南町，天応宮町，天応塩谷町
吉浦	汐見町，梅木町，長谷町，弥生町，大山町，狩留賀町，吉浦宮花町，晴海町， 若葉町瀬戸見町，吉浦池ノ浦町，吉浦潭鼓町，吉浦新町 2 丁目，吉浦東町， 吉浦神賀町，吉浦新出町，吉浦本町 1～3 丁目，吉浦中町 2～3 丁目， 吉浦東本町 2～4 丁目，吉浦松葉町，吉浦上城町，吉浦岩神町，吉浦西城町，吉浦 町
中央	吾妻 1～2 丁目，上内神町，内神町，畝原町，江原町，郷町，西辰川 1～2 丁目， 東辰川町，南辰川町，長ノ木町，上山田町，下山田町，西谷町，西惣付町，東惣付町， 伏原 1～3 丁目，望地町，上畑町，上平原町，平原町，西畑町，東畑 1～2 丁目， 西鹿田 1～2 丁目，東鹿田町，長迫町上長迫町，寺本町，溝路町，本町，三和町， 八幡町，和庄本町，和庄 1～2 丁目，和庄登町，清水 1～3 丁目，幸町，昭和町， 中央 7 丁目，東中央 2～4 丁目，本通 1～2 丁目，本通 6～8 丁目，光町，新宮町， 海岸 1～4 丁目，西塩屋町，東塩屋町，北塩屋町，西川原石町，東川原石町， 三条 1～4 丁目，両城 1～2 丁目，西愛宕町，東愛宕町，西三津田町，東三津田町， 山手 1～2 丁目，二河町，二河峡町，上二河町，西中央 5 丁目，西片山町，東片山町
宮原	宮原 1～13 丁目，坪ノ内町，船見町，青山町，室瀬町，神原町
警固屋	警固屋 1～9 丁目，的場 1～5 丁目，見晴 1～3 丁目，警固屋町
昭和	焼山ひばりヶ丘町，焼山此原町，焼山松ヶ丘 1～2 丁目，焼山桜ヶ丘 1～3 丁目， 焼山政畝 1～3 丁目，焼山西 1～3 丁目，焼山中央 1～6 丁目，焼山東 1～4 丁目， 焼山南 1～2 丁目，神山 1～3 丁目，焼山三ツ石町，焼山宮ヶ迫 1～2 丁目， 焼山北 1～3 丁目，焼山本庄 1～3 丁目，焼山本庄 5 丁目，焼山泉ヶ丘 1～2 丁目， 押込 1～6 丁目，押込西平町，焼山町，苗代町，栃原町，押込町
阿賀	阿賀北 1～9 丁目，阿賀中央 1 丁目，阿賀中央 3～6 丁目，阿賀中央 8～9 丁目， 阿賀南 4～9 丁目，阿賀町
広	広横路 1～4 丁目，広大広 1～2 丁目，広石内 1～4 丁目，広三芦 1～2 丁目， 広中迫町，広塩焼 1～2 丁目，広徳丸町，広吉松 1～2 丁目，広大新開 3 丁目， 広両谷 1～3 丁目，広白石 1～4 丁目，広白岳 3～6 丁目，広名田 1～2 丁目， 広末広 2 丁目，広津久茂町，広黄幡町，広長浜 1～5 丁目，広小坪 1～2 丁目，広町
仁方	仁方本町 1～3 丁目，仁方大歳町，仁方中筋町，仁方宮上町，仁方西神町，仁方錦町， 仁方皆実町，仁方町戸田
郷原	郷原学びの丘 1～2 丁目，郷原野路の里 1～2 丁目，郷原町
川尻	川尻町岩戸，川尻町柳迫，川尻町才野谷，川尻町後懸，川尻町要垣内，川尻町大原， 川尻町小畑，川尻町小用，川尻町小仁方 1～2 丁目，川尻町東 2～4 丁目，

	川尻町西1～6丁目, 川尻町森1～4丁目, 川尻町小用1～2丁目, 川尻町久俊1～3丁目, 川尻町久筋1～3丁目, 川尻町原山1～3丁目
安浦	安浦町女子畑, 安浦町藤木, 安浦町赤向坂, 安浦町下垣内, 安浦町中畑, 安浦町市原, 安浦町原畑, 安浦町内平, 安浦町中切, 安浦町野呂山, 安浦町安登西1～10丁目, 安浦町安登東1～6丁目, 安浦町中央ハイツ, 安浦町沖之手, 安浦町日ノ浦, 安浦町塩谷, 安浦町大泊, 安浦町亀戸, 安浦町小日ノ浦, 安浦町久多田, 安浦町小島, 安浦町中央1丁目, 安浦町中央北1～2丁目, 安浦町水尻1～2丁目, 安浦町三津口1～6丁目, 安浦町内海北1～7丁目, 安浦町内海南2～6丁目
音戸	音戸町坪井1～3丁目, 音戸町引地1～2丁目, 音戸町鰯浜1～3丁目, 音戸町北隠渡1～2丁目, 音戸町南隠渡1～4丁目, 音戸町高須1～3丁目, 音戸町波多見1～4丁目, 音戸町波多見5～11丁目, 音戸町畑1～3丁目, 音戸町有清1～2丁目, 音戸町先奥1～3丁目, 音戸町藤脇1～3丁目, 音戸町早瀬1～3丁目, 音戸町田原1～3丁目, 音戸町渡子1～3丁目, 音戸町大字音戸
倉橋	倉橋町本浦, 倉橋町尾曾郷, 倉橋町須川, 倉橋町西宇土, 倉橋町大向, 倉橋町重生, 倉橋町灘, 倉橋町宇和木, 倉橋町釣士田, 倉橋町長谷, 倉橋町尾立, 倉橋町室尾, 倉橋町大迫, 倉橋町海越, 倉橋町鹿老渡, 倉橋町鹿島
下蒲刈	下蒲刈町下島, 下蒲刈町三之瀬, 下蒲刈町大地蔵
蒲刈	蒲刈町大浦, 蒲刈町田戸, 蒲刈町宮盛, 蒲刈町向
豊浜	豊浜町斎, 豊浜町立花, 豊浜町大浜, 豊浜町山崎, 豊浜町内浦, 豊浜町小野浦
豊	豊町御手洗, 豊町大長, 豊町久比, 豊町沖友

《水害（洪水等）編》

河川種別	河川名	ハザードマップ上での避難情報の対象となる区域
洪水予報河川	黒瀬川（二級ダム～海）	（計画規模降雨） 阿賀中央4～5丁目，広石内2～4丁目，広横路1～4丁目， 広大広1～2丁目，広弁天橋町，広三芦1丁目，広中迫町， 広塩焼1～2丁目，広古新開4～9丁目
		（想定最大規模降雨） 阿賀中央4～7丁目，広石内2～4丁目，広横路1～4丁目， 広大広1～2丁目，広弁天橋町，広三芦1～2丁目，広中迫町， 広塩焼1～2丁目，広町田1～2丁目，広徳丸町， 広吉松1～2丁目，広杭本町，広大新開1～3丁目， 広中新開1～3丁目，広中町，広本町1～3丁目， 広末広1～2丁目，広白石1～4丁目，広両谷1～3丁目， 広白岳1～6丁目，広駅前1～2丁目，広名田1～2丁目， 広多賀谷1～4丁目，広古新開1～9丁目，広文化町
水位周知河川等	黒瀬川（東広島市～二級ダム）	（計画規模降雨） 郷原町1～2区，郷原町9～10区
		（想定最大規模降雨） 郷原町1～6区，郷原町8～10区
	二河川（中央地区）	（計画規模降雨） 山手1丁目
		（想定最大規模降雨） 二河峡町，山手1～2丁目，三条1～4丁目，両城1～2丁目， 海岸1～4丁目，築地町，上二河町，二河町，西片山町，東片山町， 西中央1～5丁目，中央1～6丁目，東中央1丁目， 中通1～4丁目，本通1～5丁目，本町，寺本町，和庄1丁目， 幸町，宝町
	二河川（昭和地区）	（計画規模降雨） 焼山政畝2丁目，焼山中央1～2丁目，焼山西2～3丁目， 焼山北1丁目，焼山北3丁目，押込4丁目，栃原町，苗代町
		（想定最大規模降雨） 焼山町，焼山松ヶ丘1～2丁目，焼山桜ヶ丘1丁目， 焼山桜ヶ丘3丁目，焼山西2～3丁目，焼山政畝2丁目， 焼山中央1～2丁目，焼山北1～3丁目，押込1～5丁目， 押込町，栃原町，苗代町

水位周知河川等	野呂川（野呂川ダム～海）	（計画規模降雨） 安浦町中央1～5丁目，安浦町中央北1丁目， 安浦町内海北1丁目，安浦町内海北6丁目， 安浦町内海南1～5丁目，安浦町大字内海，安浦町大字原畑 （浸水実績によるもの） 安浦町内海北7丁目
		（想定最大規模降雨） 安浦町中央1～8丁目，安浦町中央北1～2丁目， 安浦町内海北1～2丁目，安浦町内海北5～7丁目， 安浦町内海南1～5丁目，安浦町三津口1丁目，安浦町大字内海， 安浦町大字原畑
中小河川	堺川・内神川（中央地区）	（想定最大規模降雨） 上畑町，西畑町，東畑町1～2丁目，平原町，吾妻1～2丁目，伏原1丁目，朝日町，東中央1～2丁目，寺本町，和庄1丁目，内神町，郷町，東片山町，本通1～8丁目，本町，中通1～4丁目，幸町，宝町，中央1～7丁目，西中央1～5丁目
	平谷川（昭和地区）	（想定最大規模降雨） 押込4～5丁目，押込町
	大谷川（阿賀地区）	（想定最大規模降雨） 阿賀南3～5丁目，阿賀中央1～9丁目，阿賀北1～2丁目，阿賀北4～9丁目
	長谷川（郷原地区）	（想定最大規模降雨） 郷原町1～6区
	野呂川（上流～野呂川ダム）	（想定最大規模降雨） 安浦町大字中畑
	中切川・中畑川（安浦地区）	（想定最大規模降雨） 安浦町安登東1～3丁目，安浦町大字安登，安浦町大字中切，安浦町安登西1～2丁目，安浦町安登西5丁目，安浦町内海南1～6丁目，安浦町内海北1～5丁目，安浦町大字内海，安浦町中央北1～2丁目，安浦町三津口1丁目，安浦町中央1～8丁目
	高野川（安浦地区）	（想定最大規模降雨） 安浦町大字女子畑
	高田川（豊地区）	（想定最大規模降雨） 豊町久比
	大長川（豊地区）	（想定最大規模降雨） 豊町大長
その他河川	大屋大川（天応地区）	（浸水実績によるもの） 天応南町，天応宮町，天応大浜1～2丁目，天応西条1～4丁目

《高潮災害編》

地区名	ハザードマップ上での避難情報の対象となる区域
天応地区	天応福浦町，天応大浜1～2丁目，天応南町，天応宮町，天応塩谷町，天応伝十原町
吉浦地区	梅木町，汐見町，狩留賀町，吉浦新町1～2丁目，吉浦本町1丁目，吉浦中町1～2丁目，吉浦東本町1丁目，吉浦東町，吉浦潭鼓町，若葉町
中央地区	光町，海岸1～4丁目，築地町，宝町，昭和町，中通2～4丁目，本通2～4丁目
警固屋地区	警固屋4～8丁目
阿賀地区	阿賀南1～9丁目，阿賀中央5～9丁目
広地区	広多賀谷1～4丁目，広文化町，広古新開1丁目，広古新開6丁目，広名田1丁目，広末広1～2丁目，広本町1～3丁目，広中町，広黄幡町，広長浜1～5丁目，広小坪1～2丁目
仁方地区	仁方錦町，仁方本町1～3丁目，仁方棧橋通，仁方皆実町，仁方町戸田
川尻地区	川尻町小仁方1丁目，川尻町西1～2丁目，川尻町西6丁目，川尻町東1丁目，川尻町東3～4丁目，川尻町小用1～2丁目
安浦地区	安浦町内海南1～2丁目，安浦町内海南4～5丁目，安浦町中央2～3丁目，安浦町三津口1～3丁目
下蒲刈地区	下蒲刈町下島，下蒲刈町三之瀬，下蒲刈町大地蔵
蒲刈地区	蒲刈町向，蒲刈町田戸，蒲刈町宮盛，蒲刈町大浦
音戸地区	音戸町坪井1丁目，音戸町引地1丁目，音戸町鰯浜1～2丁目，音戸町北隠渡1～2丁目，音戸町南隠渡1～3丁目，音戸町高須1～3丁目，音戸町波多見4丁目，音戸町畑1丁目，音戸町畑3丁目，音戸町有清1丁目，音戸町先奥1～3丁目，音戸町田原2～3丁目，音戸町渡子2丁目
倉橋地区	倉橋町長谷，倉橋町大向，倉橋町西宇土，倉橋町重生，倉橋町宇和木，倉橋町須川，倉橋町尾曾郷，倉橋町本浦，倉橋町尾立，倉橋町室尾，倉橋町大迫，倉橋町鹿島，倉橋町海越，倉橋町鹿老渡
豊浜地区	豊浜町小野浦，豊浜町内浦，豊浜町立花，豊浜町斎
豊地区	豊町御手洗，豊町大長，豊町久比，豊町沖友

《津波災害編》

地区名	ハザードマップ上での避難指示の対象となる区域	
	津波災害警戒区域内	津波災害警戒区域外 (おおむね標高8m以下の区域)
天応	天応大浜1～4丁目, 天応南町, 天応塩谷町	天応福浦町, 天応伝十原町 天応西条1～3丁目, 天応宮町
吉浦	汐見町, 梅木町, 狩留賀町, 若葉町, 吉浦潭鼓町, 吉浦新町1～2丁目, 吉浦東町, 吉浦神賀町, 吉浦東本町1～2丁目, 吉浦中町1～2丁目, 吉浦本町1～2丁目, 吉浦宮花町, 吉浦町	吉浦西城町
中央	光町, 海岸1～4丁目, 築地町, 三条1～4丁目, 両城1～2丁目, 宝町, 幸町, 昭和町, 中央1～4丁目, 西中央1～3丁目, 中通1～4丁目, 本通1～4丁目, 本町	東塩屋町, 西愛宕町, 東愛宕町, 西三津田町, 東三津田町, 山手1丁目, 山手2丁目, 二河町, 上二河町, 西片山町, 東片山町, 郷町, 中央4～7丁目, 西中央4～5丁目, 東中央1～2丁目, 朝日町, 長ノ木町, 本通5～6丁目, 寺本町, 和庄1丁目, 本町
警固屋	警固屋2～9丁目	
阿賀	阿賀南1～6丁目, 阿賀南8～9丁目, 阿賀中央3～9丁目	阿賀南7丁目, 阿賀中央1～2丁目 阿賀北8～9丁目
広	広横路1～4丁目, 広文化町, 広古新開1～7丁目, 広多賀谷1～4丁目, 広末広1～2丁目, 広本町1～3丁目, 広中新開1丁目, 広杭本町, 広吉松1～2丁目, 広駅前1～2丁目, 広両谷1～3丁目, 広白石1～3丁目, 広大新開1～3丁目, 広中町, 広名田1～2丁目, 広白岳1～3丁目, 広白岳5丁目, 広黄幡町, 広長浜1～5丁目, 広小坪1丁目	広大広1～2丁目, 広古新開8～9丁目, 広弁天橋町, 広中新開2～3丁目, 広中迫町, 広三芦1～2丁目, 広徳丸町, 広塩焼1～2丁目, 広町田1～2丁目, 広白石4丁目, 広白岳4丁目, 広白岳6丁目, 広長浜5丁目, 広小坪2丁目
仁方	仁方町戸田, 仁方皆実町, 仁方錦町, 仁方棧橋通, 仁方本町1～3丁目, 仁方町	仁方西神町
川尻	川尻町小仁方1丁目, 川尻町西1～2丁目, 川尻町西5～6丁目, 川尻町東1～4丁目, 川尻町小用1～2丁目	川尻町小仁方1～2丁目, 川尻町西3～4丁目

安浦	安浦町安登(久多田, 塩谷), 安浦町三津口(小日之浦), 安浦町水尻 1～2 丁目, 安浦町中央 1～8 丁目, 安浦町内海南 1～2 丁目, 安浦町内海南 4～5 丁目, 安浦町内海北 1 丁目, 安浦町中央北 1～2 丁目, 安浦町三津口 1～4 丁目	安浦町安登(日之浦, 大泊), 安浦町内海南 3 丁目, 安浦町内海北 2 丁目
音戸	音戸町坪井 1～3 丁目, 音戸町引地 1 丁目, 音戸町鰯浜 1～2 丁目, 音戸町北隠渡 1～2 丁目, 音戸町南隠渡 1～3 丁目, 音戸町高須 1～3 丁目, 音戸町波多見 1～2 丁目, 音戸町波多見 4～1 1 丁目, 音戸町畑 1 丁目, 音戸町畑 3 丁目, 音戸町有清 1 丁目, 音戸町先奥 1～3 丁目, 音戸町藤脇 2～3 丁目, 音戸町早瀬 1～3 丁目, 音戸町田原 1～3 丁目, 音戸町渡子 1～3 丁目	音戸町波多見 3 丁目, 音戸町藤脇 1 丁目
倉橋	倉橋町本浦, 倉橋町尾曾郷, 倉橋町須川, 倉橋町西宇土, 倉橋町大向, 倉橋町重生, 倉橋町灘, 倉橋町宇和木, 倉橋町釣士田, 倉橋町長谷, 倉橋町尾立, 倉橋町室尾, 倉橋町大迫, 倉橋町海越, 倉橋町鹿老渡, 倉橋町鹿島	
下蒲刈	下蒲刈町下島, 下蒲刈町三之瀬, 下蒲刈町大地蔵	
蒲刈	蒲刈町大浦, 蒲刈町田戸, 蒲刈町宮盛, 蒲刈町向	
豊浜	豊浜町斎, 豊浜町立花, 豊浜町大浜, 豊浜町山崎, 豊浜町内浦, 豊浜町小野浦	
豊	豊町御手洗, 豊町大長, 豊町久比, 豊町沖友	

資料2 災害ごとの避難情報の発令伝達文例

《土砂災害編》

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）</li> <li>■こちらは、呉市です。</li> <li>■土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。</li> <li>■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</li> <li>■特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。</li> </ul>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）</li> <li>■こちらは、呉市です。</li> <li>■土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。</li> <li>■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。</li> </ul>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(土砂災害発生が切迫している状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）</li> <li>■こちらは、呉市です。</li> <li>■呉市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。</li> <li>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</li> </ul> <p>(土砂災害発生を確認した状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！）</li> <li>■こちらは、〇〇市です。</li> <li>■〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。（注）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>■○○地区は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。</li><li>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</li></ul>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《水害（洪水等）編》

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）</li> <li>■こちらは、呉市です。</li> <li>■〇〇川が（堤防決壊等により）氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる高齢者や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。</li> <li>■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</li> <li>■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</li> <li>■特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。</li> </ul>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）</li> <li>■こちらは、呉市です。</li> <li>■〇〇川が（堤防決壊等により）氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。</li> <li>■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</li> <li>■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。</li> </ul>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>（河川氾濫が切迫している状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）</li> <li>■こちらは、呉市です。</li> <li>■〇〇川の水位が既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。</li> <li>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</li> </ul>

	<p>(河川氾濫を確認した状況)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）</li><li>■こちらは呉市です。</li><li>■〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。（注）</li><li>■〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</li></ul>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《高潮災害編》

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）</li> <li>■こちらは、呉市です。</li> <li>■高潮氾濫が発生するおそれがあるため、〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、高潮浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区にいる高齢者や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。</li> <li>■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</li> <li>■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</li> <li>■特に、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。</li> <li>■今後、台風の接近により暴風となることを見込まれるため、その前に避難してください。</li> </ul>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）</li> <li>■こちらは、呉市です。</li> <li>■高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、高潮浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。</li> <li>■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</li> <li>■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、身の安全を確保してください。</li> <li>■今後、台風の接近により暴風となることを見込まれるため、その前に避難してください。</li> </ul>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>（高潮氾濫が切迫している状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）</li> <li>■こちらは、呉市です。</li> <li>■〇〇地区に高潮氾濫発生情報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため、〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、高潮浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。</li> </ul>

	<p>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p>
	<p>(高潮氾濫発生を確認した状況)</p> <p>■緊急放送！緊急放送！（又は、高潮発生！高潮発生！）</p> <p>■こちらは、呉市です。</p> <p>■〇〇地区で高潮氾濫が発生したため、〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、高潮浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。（注）</p> <p>■〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。</p> <p>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p>

《津波災害編》

<p>避難指示 (大津波警報, 津波警報が発表された場合)</p>	<p>■緊急放送, 緊急放送, 避難指示発令。          ■こちらは, 呉市です。          ■大津波警報 (又は津波警報) が発表されたため, 呉市沿岸全域に避難指示を発令しました。          ■直ちに海岸や河川から離れ, できるだけ高い場所に緊急に避難してください。          ※「津波だ。逃げろ!」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p>
<p>避難指示 (強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合)</p>	<p>■緊急放送, 緊急放送, 避難指示発令。          ■こちらは, 呉市です。          ■強い揺れの地震がありました。          ■津波が発生する可能性があるため, 呉市沿岸全域に避難指示を発令しました。          ■直ちに海岸や河川から離れ, できるだけ高い場所に緊急に避難してください。          ※「津波だ。逃げろ!」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p>
<p>避難指示 (津波注意報が発表された場合)</p>	<p>■緊急放送, 緊急放送, 避難指示発令。          ■こちらは, 呉市です。          ■津波注意報が発表されたため, 呉市沿岸全域に避難指示を発令しました。          ■海の中や海岸付近は危険です。直ちに海岸から離れて, 高い場所に緊急に避難してください。          ※「津波だ。逃げろ!」というような切迫感のある呼びかけも有効である。</p>

## 修正経過

平成27年3月	全部改正
平成28年9月	一部改正
平成29年3月	一部改正
平成29年5月	一部改正
平成30年3月	一部改正
令和元年5月	一部改正
令和元年7月	全部改正
令和3年8月	一部改正
令和5年1月	一部改正

呉市避難情報の発令・伝達マニュアル

作成： 呉市 総務部 危機管理課

